

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊20)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交 通 局	
○福岡市交通局企業職員就業規程の一部改正（規程第 8 号）	1
○福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正（規程第 9 号）	1
○福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正（規程第10号）	4
○福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部改正（規程第11号）	4
○福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令第 2 号）	5
○福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令第 3 号）	5

交 通 局

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 8 号

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員就業規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第9号

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成3年福岡市交通事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表営業部広告・駅ナカ事業課の部中「営業部広告・駅ナカ事業課」を「総務部営業課」に改め、同表運輸部姪浜乗務事務所の部所長、教育指導係長、乗務係長及び事務助役

の款中

B	午前8時から午後4時30分まで	勤務時間の途中において45分とする。
---	-----------------	--------------------

を

B	午前8時から午後4時30分まで	勤務時間の途中において45分とする。
C	午前7時15分から午後3時45分まで	勤務時間の途中において45分とする。

に改

め、同部乗務長、総括乗務助役及び乗務助役の款中

B	午前9時から翌日午前9時まで	勤務時間の途中において7時間30分又は8時間30分とする。
C	午前8時から午後4時30分まで	勤務時間の途中において45分とする。

を

B	午前8時から午後4時30分まで	勤務時間の途中において45分又は1時間とする。
C	午前7時15分から午後3時45分まで	勤務時間の途中において45分又は1時間とする。
D	午前9時から翌日午前9時まで	勤務時間の途中において7時間30分又は8時間30分とする。

に改め、同表運輸部橋本乗務事務所の部総括乗務

助役及び乗務助役の款中

B	午前9時30分から翌日午前9時30分まで	勤務時間の途中において7時間30分又は8時間30分とする。
---	----------------------	-------------------------------

を

に改め、同表施設車両部技術課の部及び施設車両部

B	午前8時から午後4時30分まで	勤務時間の途中において45分又は1時間とする。
C	午前7時15分から午後3時45分まで	勤務時間の途中において45分又は1時間とする。
D	午前9時から翌日午前9時まで	勤務時間の途中において7時間30分又は8時間30分とする。

施設課の部中「施設車両部」を「施設部」に改め、同表施設車両部電気課の部中「施設車両部」を「施設部」に改め、同部電力係、信号通信第1係及び信号通信第2係に勤務する職員並びに特高機器更新担当の職員において夜間業務に従事することを命ぜられた職員の

款を次のように改める。

夜間業務に従事することを命ぜられた職員 (電力指令に勤務する職員及び電力指令教育担当の職員を除く。)	4	38時間 45分	A	午前 9 時 15 分 から翌日午前 6 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 5 時間 45 分 とする。	日曜日 及び土 曜日
			B	午後 1 時から 翌日午前 6 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 2 時間とす る。	
			C	午前 7 時 15 分 から翌日午前 6 時まで	勤務時間の途中に おいて 7 時間 15 分 とする。	
			D	午前 8 時 15 分 から翌日午前 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 5 時間 45 分 とする。	
			E	午前 8 時 30 分 から翌日午前 7 時まで	勤務時間の途中に おいて 7 時間とす る。	
			F	午前 11 時から 翌日午前 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 3 時間とす る。	

別表施設車両部姪浜保守事務所の部及び施設車両部橋本保守事務所の部を削り、同表施設車両部車両課の部、施設車両部姪浜車両工場の部及び施設車両部橋本車両工場の部中「施設車両部」を「車両・保全部」に改め、同表に次のように加える。

車両・保全部姪浜保守事務所	所長	4	38時間 45分	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 1 時間とす る。	日曜日 及び土 曜日		
	保線係に 勤務する 職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分 から午後 5 時 30 分まで		勤務時間の途中に おいて 1 時間とす る。	4 週間 を通じ 8 日と する。
				B	午前 8 時 45 分 から翌日午前 5 時 30 分まで		勤務時間の途中に おいて 5 時間 15 分 とする。	
その他の 職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分 から午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 1 時間とす る。			
			B	午前 8 時 45 分 から翌日午前 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 5 時間 15 分 とする。			
			C	午後 4 時 30 分 から翌日午前 9 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 1 時間 30 分 とする。			
車両・保全部橋本保守事務所	所長	4	38時間 45分	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 1 時間とす る。	日曜日 及び土 曜日		
	その他の 職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分 から午後 5 時 30 分まで		勤務時間の途中に おいて 1 時間とす る。	4 週間 を通じ 8 日と する。
				B	午前 8 時 45 分 から翌日午前 5 時 30 分まで		勤務時間の途中に おいて 5 時間 15 分 とする。	
C				午後 4 時 30 分 から翌日午前 9 時 30 分まで	勤務時間の途中に おいて 1 時間 30 分 とする。			

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第10号

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「人事課長」を「労務課長」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第11号

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員安全衛生規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 姪浜保守事務所の項及び橋本保守事務所の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜保守事務所	姪浜保守事務所長
橋本保守事務所	橋本保守事務所長

別表第1の2本局の項中「営業課長」を「総務課長」に改める。

別表第2 姪浜保守事務所の項及び橋本保守事務所の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜保守事務所	各係長
橋本保守事務所	各係長

別表第3 姪浜保守事務所の項及び橋本保守事務所の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜保守事務所	姪浜保守事務所
橋本保守事務所	橋本保守事務所

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市交通局訓令第2号

福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市交通局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第5条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

福岡市交通局訓令第3号

福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程（昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第2条第1項中「1部及び辞令書の写しを3部作成し、辞令書は当該職員に交付し、辞令書の写しは2部を市長事務部局（総務企画局人事部人事課長及び職員共済課長）に送付し、他の1部を人事記録として総務部職員課長が保管する」を「作成し、当該職員に交付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長事務部局（総務企画局人事部労務課長及び職員共済課長）における当該職員の管理上必要な情報を、市長事務部局と共有するものとする。

